平成３０年（フ）第１３号
埼玉県川越市大字砂369番地８
債務者　宮田　久男
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　和光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１４号
北海道旭川市７条通６丁目29番地の１　７条レジデンス401
債務者　渡部　武一
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５号
北海道旭川市３条通２丁目716番地の２
債務者　渡部　　明
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１７６号
青森県八戸市石堂１丁目23番５号　コーポナカムラＣ
債務者　名久井太輔
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
青森県三戸郡階上町蒼前東１丁目９番地114
債務者　田畑香奈江
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１９５号
青森県三戸郡南部町大字大向字佐野平70番地１　佐野平団地108号
債務者　齊藤　清美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１９６号
青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地2956コーポ下平Ａ－Ｊ、前住所青森県三戸郡階上町蒼前西６丁目９番地2618　ガリバー21 101号
債務者　佐野　香織
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第１号
青森県八戸市南郷大字市野沢字山陣屋22番地117
債務者　鈴木　紀香
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第５号
青森県八戸市青葉２丁目21番６号　東住宅Ｂ号室
債務者　赤坂　寿子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
岩手県遠野市六日町６番６号、旧住所福島県須賀川市木之崎字向原12番地
債務者　佐藤　　香
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第９８４号
仙台市宮城野区幸町２丁目22番33－402号、従前の住所宮城県白石市西益岡町７番38号
債務者　藤原　卓也
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３０号
仙台市宮城野区福住町15番地の３　のあハイツ203
債務者　竹田　泰俊
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３８号
秋田県鹿角市花輪字下中島12番地、前住所東京都足立区柳原１丁目35番１－402号
債務者　佐藤　大亮
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第４８号
秋田県大館市餅田１丁目13番36号市営住宅147号、前住所秋田県北秋田市鎌沢字新屋布46番地
債務者　福田　　武
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成３０年（フ）第３号
茨城県稲敷郡阿見町住吉２丁目16番地３　ＡＫコーポＢ－202、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字若栗3326番地８　エムズハウスアネックスＣ
債務者　小林由美子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３７１号
新潟市西区黒鳥5463番地、前住所新潟市西区大学南２丁目23番７号
債務者　渡邉　伸明
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
新潟地方裁判所民事部